

公益社団法人静岡県病院協会 会費規程

平成24年4月1日施行

平成29年3月10日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県病院協会定款（以下「定款」という。）第7条の規定に基づく会費について、定款の施行に関し他の規程に定めのない必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会費は、毎年7月末日までに納入するものとする。ただし、年度の途中で入会した場合は、入会の承認があった日から1か月以内に納入するものとする。

(正会員会費年額)

第3条 この法人の正会員の会費は、各会員の各年度4月1日における医療法上の使用許可病床数により次のとおり徴収する。

病 床 数	会費年額
20 床から 99床まで	8 万4,000円
100 床から 199床まで	10 万2,000円
200 床から 299床まで	12 万円
300 床から 399床まで	13 万8,000円
400 床から 499床まで	15 万6,000円
500 床から 599床まで	16 万8,000円
600 床から 699床まで	18 万円
700 床から 799床まで	19 万円2,000円

800 床以上は100 床までを増すごとに、19 万円2,000円に1万2,000円ずつを加える。

(賛助会員会費年額及びその用途)

第4条 この法人の賛助会員の会費は、年額48,000円とし、その用途については、公益目的事業会計及び法人会計に等分に充当するものとする。

(定めのない事項)

第5条 この規程に定めがない事項については、理事会において協議のうえ決定する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に

定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成25年3月13日一部改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月10日一部改正）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。